

平成18年度診療報酬改定について

全体改定率 概ね▲3.2%

1 診療報酬改定（本体）

改定率 概ね▲1.4%（▲1.36%）

各科改定率	医科	▲1.50%
	歯科	▲1.50%
	調剤	▲0.60%

（参考）具体的な配分に当たっては、「医療制度改革大綱」に沿って、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保、急性期医療の実態に即した看護配置、レセプトIT化の推進等に配慮する。

2 薬価改定等

改定率 ▲1.8%

薬価改定 ▲1.6%（薬価ベース ▲6.7%）

材料価格改定 ▲0.2%

今後の検討の進め方について（案）

1月11日

- 厚生労働大臣より、
 - ・ 予算編成過程において決定された改定率を所与の前提として、
 - ・ 社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「基本方針」に基づき、診療報酬点数の改定案を作成するよう諮問

1月中旬まで

- これまでの議論の成果を踏まえ、「基本方針」に沿って、「平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について（現時点の骨子）」を取りまとめ
 - 1月下旬にかけて、「現時点の骨子」について、国民からの意見を募集

1月下旬

- 平成18年度薬価制度改革及び保険医療材料制度改革の具体的内容について取りまとめ

2月上旬～中旬

- 国民からの意見募集の結果を踏まえ、個別点数項目ごとの見直し案について議論

2月中旬～下旬

- 厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申
- 薬価算定の基準、特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準等を取りまとめ
- 平成18年度改定に係る結果検証項目、検証手法等の整理

2月下旬～3月上旬

- 診療報酬点数告示・通知等発出

4月1日

- 改定診療報酬点数施行